

奈良県告示第四百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地すべりである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
五條市西吉野町奥谷（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町奥谷（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町奥谷（〇〇三）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町奥谷（〇〇四）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町奥谷（〇〇五）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町奥谷（〇〇六）地す	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所

五條市西吉野町奥谷（〇〇七）地すべり警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
五條市西吉野町奥谷（〇〇八）地すべり警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
五條市西吉野町西新子（〇〇二）地すべり警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
五條市西吉野町平沼田（〇〇二）地すべり警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
五條市西吉野町平沼田（〇〇三）地すべり警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
べり警戒区域	お り	及び五條市役所危機管 理課

五條市大塔町辻堂（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町辻堂（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町辻堂（〇〇三）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町辻堂（〇〇四）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町辻堂（〇〇五）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町辻堂（〇〇六）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。